

「当座勘定規定（個人当座用）」新旧対照表

改定前	改定後
第 2 7 条（解約） ① ～③略 <u>（新設）</u> ④ 略 ⑤ 略 <u>（新設）</u>	第 2 7 条（解約） ① ～③略 ④ <u>第31条の規定の適用により当座勘定（個人当座）の取扱いを廃止するときは、当行は、あらかじめ通知をして当座勘定（個人当座）の取扱廃止日にこの取引を解約できるものとします。</u> ⑤ 略 ⑥ 略 <u>第31条（商品の廃止）</u> <u>当行は、店頭への表示その他相当の方法で公表することにより、公表の際に定めた相当の期間の経過後に、当座勘定（個人当座）の取扱いを廃止できるものとします。</u>